中小企業政策審議会

中小企業・小規模事業者政策基本問題小委員会

（第１回）

令和６年８月９日（金）

経済産業省中小企業庁

午後１時００分　開会

○黒田小規模企業振興課長　定刻となりましたので、ただいまより、第１回「中小企業・小規模事業者政策基本問題小委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

事務局を務めます、中小企業庁小規模企業振興課長の黒田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、会場とオンラインでのハイブリッド形式で開催しております。

本日の会議には、小駒委員は少し遅れているとお伺いしておりますけれども、予定でありますと17名のうち15名の御出席をいただくということになっております。よって過半数の出席を満たすため、本小委員会は成立ということで御報告をさせていただきます。御欠席の委員は小出委員、達増委員でございますが、達増委員におかれましては、代理として岩手県商工労働観光部の橋場副部長が御出席されております。

初めに、山下中小企業庁長官より御挨拶を申し上げたいと思います。山下長官、お願いいたします。

○山下長官　長官の山下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。第１回中小企業・小規模事業者政策基本問題小委員会の開催に当たって、一言御挨拶をさしあげたいと思います。

皆さん御承知のように、日本経済は今、大きく変化をするチャンスに当たっていると思います。設備投資は1991年来の100兆円を突破いたしました。それから、賃上げも御承知のように春季労使交渉では5.1％ということで、33年ぶりの高い伸びを示しています。それから、金利も上がってくるということで、金融政策の正常化の方向が今、打ち出されているところでございます。こういった中で日本はもう成長しないのではないかといった悲観論が非常に強かったわけなのですが、今、日本も成長できるという方向に向かっているまさに正念場に当たっていると思っています。

そうした中で、中小企業と小規模企業は日本経済の骨格でありまして、ここが変わらないと日本は変わらない。大企業のいろいろな方針が変わるだけでは日本は変わらないと、日本が隅々まで本当に変わっていくにはここが最も大事なところだと思っています。

こういった中で、特に大きな構造変化は世界の構造変化ですけれども、やはりDXのインパクトは産業構造が大きくレイヤー化していく、フラット化していくというのはもう世界的な現象で、製造業まで起こってきている状況だと思っています。

それから、GXの衝撃は化石燃料に乗っかって繁栄してきた人類がそうではない手段でもう一回繁栄をしようという人類上のトライでありまして、ここも非常に厳しいものではありますが、一方で成長のチャンスとも捉えられるという流れがあると思います。

そしてもう一つは経済安全保障で、これまでフリーにどこでも輸出をしていいのだとい

う世界観からそうではない世界が誕生してきていて、それがむしろもう定着化しつつあるという状況の中でサプライチェーンの大幅な見直しなどの大きな変化が起こっている。こういった中、みんな企業は苦しんでいる。不確実性の塊ですから、こういった中で苦しんでいるわけですが、特に中小企業や小規模企業は経営者自身の高齢化や後継者の不足といった苦しみをさらに背負いながらやられているという状況だと思います。こういった中で今後の中小企業・小規模企業経営はどうあるべきか、また、この経営をサポートするために中小企業庁の政策はどうあるべきか。まさに時代の転換点でありまして、こういった点についてしっかりと検討する必要があると思っています。

本年は小規模企業振興基本法制定から10年でありまして、それから小規模事業者支援法の改正から５年が経過をしています。それから、基本法に基づきます小規模企業振興基本計画の変更に向けた検討時期を迎える節目の年となっています。この見直しを行う機会にぜひ小規模事業者が果たす役割や意義について再検証、そして基本計画の変更について委員会の皆様方の闊達な御意見をいただければと思うところでございます。

最後になりましたが、本委員会はこれまでの基本問題小委員会と小規模企業基本政策小委員会を統合して新たな委員会として改組したものでありまして、本日はその第１回目の開催となります。

改めまして、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〇黒田小規模企業振興課長　ありがとうございました。

本日、御出席の委員の皆様の御紹介につきましては、お手元で配付させていただいておりまして、iPadでの表示もありますが、座席表と委員名簿で御紹介に代えさせていただければと存じます。

それでは、審議会の運営について御説明申し上げます。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。経産省では審議会のペーパーレス化に取り組んでおります。このため、お手元のiPadで表示・御覧いただくという形にさせていただいております。iPadの画面上でございますが、議事次第に加えまして資料１から６、あと参考資料１から３がございます。表示等されていない等の問題がございましたら、事務局までお申しつけください。

続きまして、委員長の選任について御説明を申し上げます。本小委員会の委員長の選任につきましては、中小企業政策審議会運営規程に基づき、中小企業政策審議会会長の指名によりまして植田委員に本小委員会の委員長をお願いさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより先の進行につきましては、植田委員長にお願いしたく存じます。どうぞよろしくお願いします。

〇植田委員長　このたび、中小企業・小規模事業者政策基本問題小委員会の委員長に指名いただきました、植田でございます。本日はよろしくお願いいたします。円滑な議事運営に御協力をお願い申し上げます。

本小委員会では、令和６年７月19日に経済産業大臣より諮問のなされました小規模企業振興基本計画の変更について実質的な議論を行うことになっております。

それでは、会議に入りたいと思います。

まず、会議の公開について、事務局から説明をお願いいたします。

○黒田小規模企業振興課長　資料２でございます。会議の公開について（案）の御説明をさせてだきます。読み上げさせていただきます。

１、本委員会は、中小企業政策審議会運営規程第４条に基づき、原則として公開する。

２、配付資料は原則として公開する。

３、議事録（逐語録）については、原則として会議終了後２週間以内に作成し、公開する。

４、個別の事情に応じて会議または資料を非公開とするかどうかについての判断は委員長に一任するものとする。

以上でございます。

○植田委員長　それでは、この方針について御異議はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（首肯する委員多数）

○植田委員長　ありがとうございます。御了承いただけたものとさせていただきます。

それでは、本日の議題は「小規模事業者を取り巻く現状と課題について」です。まず、資料３について事務局から説明をお願いいたします。

○黒田小規模企業振興課長　資料３を御覧ください。「小規模事業者を取り巻く現状と課題について」でございます。

まず、大きく５つ柱立てをしております。小規模事業者の現況、取り巻く環境、支援機関の現況、支援策、今後の検討に向けた論点というところでございます。

まず、現況でございます。小規模事業者の概要（定義）でございます。法律に基づきまして、小規模事業者の定義はこのように決まっております。

小規模事業者の概要でございます。全体として280万余りの小規模事業者を統計上把握させていただいております。従業員数、付加価値額についてはこのとおりでございます。なお、統計上の経済センサスとは別に、税務統計上の観点からそれ以外の方の数字も把握しているところでございますが、全体としてこういう形になっております。

全体の業種割合でございます。サービス業、卸小売業が約６割と最も高い割合となっておりまして、建設・製造業がそれぞれ合わせて２割余りという形になります。

地域の生活・コミュニティーを支える小規模事業者でございます。人口密度が低い地方部ほど、小売業など地域生活を支える小規模事業者が多く存在しております。小規模事業者は地域のお祭り・イベントなどにも広く地域活動に参加しており、また、４～５割の地域住民の方が小規模事業者を通じて地域のつながりを感じている。また、地域課題解決に向けた中心的な役割を担う存在としても期待が大きいということが分かります。

続いて、取り巻く環境でございます。まず、2023年度の設備投資計画（全規模全産業）でございますが、過去最高水準の伸びを記録した2022年に次いで高い水準で伸びておりまして、その後も増加する見込みが期待されております。また、2024年の春闘における平均賃金の上げ率ですけれども、30年ぶりの高い伸びを記録した前年を大幅に上回っておりまして、持続的な賃上げが上昇する動きが強まりつつあります。

また、海外調達を行っている企業の４社に１社が国内回帰、または国産回帰といったところを実施または検討している。理由としては安定的な調達、円安による輸入コストの増大ということを挙げております。

また、日本人国内旅行消費額については前年度から引き続き増加をしておりまして、訪日外国人の旅行消費額も過去最高額を記録している。

また、農林水産物食品を含め、輸出額につきましては前年から引き続き増加しておりまして、過去最高額を更新しております。

一方で、物価高により中小企業・小規模事業者の収益減少の影響を強く受けているという状況、また、需要が回復する中で人手不足がより深刻化している、また、賃上げの原資の確保に向けては転嫁の促進が重要でありますが、価格交渉可能な取引環境が醸成されつつある中、コスト増分を十分に転嫁できていないというデータもございます。

続きまして、支援機関の現況でございます。支援機関の活用効果についてアンケートを取っておりますが、地域の事業者にとって非常に重要な存在であり、特に地域に根づいて比較的規模の小さい企業・小規模事業者を中心に支援を行っている商工会・商工会議所にとって特に身近で重要な存在であるということがアンケート結果で分かっております。

また、支援機関自らが抱える課題として、支援機関の人材不足、あるいは支援のノウハウ・知見の共有の不足等の顕在化、また、他の支援機関との連携が経営課題の解決につながっているとの回答もございます。

少しブレークダウンしたのがこのスライドでございますが、相談員一人当たりの対応事業者の数は商工団体が他の支援機関と比べて多いという中で、経営課題のうち特に人手不足や価格転嫁、海外展開、GX、DXについて単独で対応できないという結果も経営課題のアンケートの中では分かっております。

続きまして、支援施策の御説明になります。これは中政審の基本問題小委員会の中でも類型を分けた中での紹介でございますが、「グローバル型」「サプライチェーン型」「地域資源型」「地域コミュニティ型」とございますが、とりわけ小規模事業者においては地域に根づいている「地域資源型」「地域コミュニティ型」が多いという状況でございます。また、持続的発展を目指すためには自ら計画を策定するということも重要であります。

施策の全体像でございます。法律を中心に販路開拓に関する補助金や資金調達、金融支援、または伴走支援などの様々な支援策を講じております。

これは支援策の変遷でございます。これまでの幾つかの法改正、あるいは支援施策の拡充によりまして、現在、様々な支援の実態を構築しております。

小規模企業振興法とそれに基づく基本計画でございます。今回の審議会の見直し・変更に伴う大きなテーマの一つでございますが、基本法につきましてはこういう体系でございますが、その中の13条に基本計画がございます。４つの目標と12の重点施策という構成で第Ⅱ期が構成されております。

変遷でございますが、第Ⅰ期の基本計画を平成26年に制定した上で、当時は事業の持続的発展というテーマの中で、第Ⅱ期、前回の改正のときには地域の持続的発展も追加した上で全体の構成を行っております。

これは基本計画の主な内容について御紹介しておりますが、こちらについては時間の関係上、割愛させていただきます。

続きまして、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律、通称支援法でございます。主には経営改善普及事業に係る補助（第４条）と事業継続力強化支援計画の認定（第５条）、経営発達支援計画の認定（第７条）の３つに構成されております。経営改善普及事業につきましては、基本となる例えば金融や税務といった業務を行う事業でございますが、平成18年度をもって国から都道府県に完全移譲しております。

次のスライドが、段階的な移譲の推移でございます。

予算を全体の都道府県と市町村と国ということで見ております。金額の増減はありますが、全体的にその時々の状況に応じながら減っているところもございますが、特に都道府県のところに着目しますと、30ページ目にございますとおり、基準財政需要額が人口にひもづいている計算式がございます。それと比べると都道府県も支出自体は多くございますが、対応すべき課題などといった業務量が増えているという中では結果として人件費等の絶対額が不足しているというお話もございます。

これは国から都道府県に権限委譲された上で各都道府県の創意工夫により様々な職員の設置費用の取組が行われているというものでございます。

事業継続力強化支援計画につきましては、BCPの個社の策定支援に対して商工会・商工会議所が自治体と連携しながら取組を進めているところでございます。幾つかその具体的な取組事例も広がっておりますが、昨今、災害の多発もございますので、さらなる強化を求めていくという声もございます。

続きまして、経営発達支援計画でございます。こちらは経営力を向上させるために自治体と商工会・商工会議所が連携をして個社の支援を行うというものでございます。こちらにつきましても様々な取組が行われておりますが、さらに認定数の増加だけではなく内容を充実化させていくということも求められているという状況でございます。

今後の検討に向けた論点でございます。第１回でございますので、オープンクエスチョン式に論点をまとめさせていただきました。

４つほどございまして、まず第１でございます。日本経済・地域経済の現況や地域の実情、小規模事業者の特徴を踏まえ、大企業でなく小規模事業者が果たす役割は何か。

また、２つ目でございますが、今回の見直しの議論であります基本法に基づく基本計画

でございます。経営支援の課題対応、人材の確保・育成、起業・創業、事業承継等がございますが、こういったことに対して留意点・課題は何かというところでございます。

また、支援法に基づく取組措置をより実効性の高いものとするためにどのような見直しが必要か。

４つ目としましては、小規模事業者を支える商工会・商工会議所の組織体制の維持・サービスの向上。これは周りの支援機関など、いろいろなサポートも含めてであると思っておりますが、こういったところをどのように取組をしていく必要があるかというものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○植田委員長　ありがとうございました。

討議については報告を全て終わった後で一括して行いますので、続きまして、資料４「商工会の取り組みについて」、全国商工会連合会様から御説明をいただきたいと思います。森委員、よろしくお願いいたします。

○森委員　ただいま御紹介いただきました、全国商工会連合会の森でございます。日頃より商工会活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

現在、生産年齢人口が減少する中、生産性の向上、深刻化する人手不足、後継者不足への対応など、小規模事業者における課題は山積しております。本日は第１回の委員会で貴重なお時間をいただきましたので、商工会から見た小規模事業者の現状と課題、小規模事業者を支援する商工会の取組について紹介させていただきながら、必要な支援などについて発言をさせていただきたいと思います。

まず、資料の１ページでありますが、商工会は、商工会法に基づき設立された特別認可法人であり、令和６年４月時点で全国に1,620の商工会が存在いたしております。地域に密着した唯一の総合経済団体であります。商工会の役割は、中小企業・小規模事業者の経営支援をメインとしており、地域振興の発展と活性化の取組も実施しているところであります。商工会の会員数は約79万人であり、会員あっての商工会であると認識いたしております。日本地図がありますが、赤い部分がまさに商工会が支援している商工会地域であり、日本の大部分を支えていることが御理解いただけると思います。

次に、商工会の会員を業種別に見ますと、建設業、サービス業、小売業、製造業などが比較的多い構成であることが分かります。また、商工会員の約８割が従業員数５人以下であり、従業員数が０人である会員は全体の４割を超えております。

続きまして、商工会組織全体としては、職員数は約１万人、経営指導員が約4,000人となっており、年間の指導件数は、赤線で囲っているとおり一指導員当たり巡回が309件、窓口相談が369件であります。指導の内容は税務の援助や記帳継続指導、経営計画策定支援、創業支援、各種補助金の申請サポートなど、多岐にわたっております。成果については下段に記載してあるとおりであります。

続きまして、商工会の経営支援は平成から令和にかけて変化しており、従来は情報提供

が半数を占めていましたが、昨今は経営一般が大きなウエートを占めております。経営計画策定支援を実施するためには、小規模事業者の置かれた状況や経営環境ごとに異なるもので、傾聴スキルが必要ですが、一件の指導にかかる時間も増加している状況であります。不確実性が高まる現在において、経営計画は経営の羅針盤となるものであり、対話を通じた伴走支援が求められております。

次のページの中ほどでは、商工会における経営支援の変遷を表しております。当初は経営改善普及事業が業務の中心となっておりましたが、その後は三位一体改革により小規模事業者支援に係る予算が国から都道府県に移譲されました。その頃には創業塾や経営革新等の支援施策が拡大、平成26年以降は小規模企業振興基本法の制定により経営発達支援事業、伴走型小規模事業者支援推進事業が始まりました。あわせて、持続化補助金やものづくり補助金といった小規模事業者でもチャレンジができそうな補助金が組成され、申請のサポート業務も増加しているところであります。昨今ではBCP策定支援、デジタル化への支援、インボイスに対応するための支援に事業承継支援も担うなど、支援の幅は年々拡大しているところであります。

一方、ページ下段には小規模事業者数や経営指導員数などを示すグラフがありますが、施策の普及と実行を担う職員数は、小規模事業者の減少に伴い減少傾向にあることが分かります。経営指導員は小規模事業者数に応じて設置される場合が多く、業務の増加に反しており、非常に苦慮しております。

次に、全商工会のうち95％以上が発達支援計画の認定を受けており、現在では全ての認定計画が市町村との共同作成となっております。95％以上の商工会が認定を受けておりますが、不確実性が高まる中、最大５年間の経営発達支援計画について、計画変更には時間を要していると聞いております。新型コロナのような未曾有の事態も考えられることから、計画変更については即時に対応できるような柔軟な対応をお願いしたいと思います。

次に、商工会・商工会議所が単独で対応できる、あるいはできない支援テーマについて数値化されたもので、『小規模企業白書』より抜粋しております。中央の丸いグラフを見ると、得意とするものは事業計画策定、販路開拓、資金繰り、経営改善などとなっております。それぞれの支援機関が持てる機能をしっかり発揮し、不得意とする分野においては他機関と連携することで課題解決につながり、それらが支援機関ごとのマンパワー不足の解消にも貢献すると考えております。商工会では事業承継分野において第三者承継の単独での支援は難しいところ、事業承継・引継ぎセンターをはじめ、日本政策金融公庫や国内最大級のM&AプラットフォーマーであるBATONZと連携するなど、他機関との連携が充実してきており、他の分野においても連携を強化していきたいところであります。

次に、小規模事業者を取り巻く課題とその対応を簡単にまとめているのが８ページであります。経済情勢としては原材料費の高騰が今もなお続いており、加えて最低賃金の引上げや深刻化する人手不足など、経営環境の変化に柔軟に対応することが求められており、商工会では一例としてこちらに記載されているような対応策をもって施策の実行と運営を

行っているところであります。

次に、起業・創業支援につきましては、開業費用の低下などもあり、起業を目指す人にとってはハードルが下がりつつあります。地方での人口減少が顕著である中、地方に仕事が増えれば地域経済を盛り立てることにつながるので、地元行政と連携しながら地方での創業支援をしっかり行っていくことが重要であると考えております。

次に、事業承継支援も同様で、2000年以降と比較し経営者の高齢化は進む一方、60歳以上とする経営者の割合は低下しております。図２のように、商工会地域における商工業者数は毎年減少しており、図３のように、会員の廃業による脱退も依然として高い割合を示していることから、事業承継は今後も重要な課題の一つとなると考えております。

次に、人手不足解消のための支援の必要性です。小規模事業者の人手不足も近々の課題であります。地方においては求人を出しても申込みがほとんどないのが実態であり、小規模事業者が単独で行うには限界があります。自治体と連携して働く環境の見直しや人を呼び込むための施策、事業を定着させるためのフォローアップを推奨することを国からも働きかけていただけると幸いであります。また、人口そのものが減っている中、今いる人材を定着させるためには、働く環境の見直しだけでなく小規模事業者それぞれの課題や業務プロセスの見直し、人手不足を省力化などにより補っていく必要があります。

商工会の取組、広域連携の説明をいたします。ここでは商工会の取組事例を紹介させていただきますが、茨城県商工会連合会では、ブロックマネージャーを連合会に置き、県内を６つのブロックに分けて支援を行っております。商工会を複数カバーし、支援のノウハウを共有することで相乗効果も生まれ、支援の質の向上につながっております。

また、静岡県商工会連合会では、県の補助金を活用して平成29年に広域サポートセンターを設置しました。県内に３か所、６名の体制でスタートしましたが、支援実績が県より評価され、現在では10名体制で実施されております。静岡県の広域指導員は、中小企業診断士等の有資格者や知見のある出向者で構成されており、複雑な案件や資質向上のためのOJT支援も行っております。

次に、商工会の取組、他機関との連携であります。奈良県の桜井市商工会では、自治体、地元信用金庫とタッグを組み、会員限定の特別融資スキームを構築しております。融資実績は３年間で約19億円の貸付けを達成しており、商工会への加入促進効果も非常に大きな地域ビジネスとなっております。

事業承継分野については、先ほども述べましたように日本政策金融公庫とは事業承継支援に係る連携協定を締結しております。事業承継のニーズの掘り起こしやマッチング支援の案内、申込みの手続支援を行っており、連携のスキームも徐々に浸透して、実績も少しずつ拡大しているところであります。

次に、商工会の取組、指導員の資質向上であります。14ページでは、経営指導員の資質向上について紹介をいたします。秋田県商工会連合会では、中期計画である商工会成長プランを策定し、ベテラン経営指導員のスキル継承を目的としたOJTを実施しており、独自の

チェックシートによるスキル習得達成率は５年間で91％と高い水準となっております。

岐阜県商工会連合会では、「商工会未来創造プラン」を策定し、その支援スキーム「プロセス・コンサルティング」を定義、支援スキームを浸透・定着させるため、独自のスキルマップによって各能力の過不足を共有し、牽連の人材育成事業の成果を測る資料として事業のブラッシュアップも行っております。

熊本県商工会連合会では、国のスーパーバイザー派遣事業に先行して、早期から県の補助金を用いて新規採用者や新任経営指導員に向けた集合型の研修を実施しております。また、若手職員に向けたトレーナー制度を設けており、メンタルヘルス対策も実施しております。国のスーパーバイザー派遣事業も併用して、多角的な人材育成を行っております。

続いて、15ページでは、今後の小規模事業者支援における課題と４つの提案をさせていただきます。

１つ目は、小規模事業者を支援する経営指導員等の増員です。小規模事業者数は年々減少しており、地域経済が疲弊する中、現状を打破するためには小規模事業者の置かれている状況をしっかりと把握し、事業の継続、持続的発展、成長と発展のステップに応じてきめ細やかな支援を行うことが必要であり、それにより、地域経済だけでなく雇用や地域コミュニティーの維持を支えることにつながり、成長と分配の好循環を促すことになると考えております。よって、小規模事業者に寄り添い、必要な支援を行うための経営指導員等の増員を提案いたします。

２つ目は、県内広域で指導が可能な広域指導員を新たに設置し、支援体制の整備を行うことです。人口減少に伴い深刻な問題となっている人手不足は、小規模事業者を支える商工会組織にも大きく影響しております。経営資源を有効的に活用するためには、一つの行政枠にとらわれない、広域で指導が可能な広域指導員を設置し、支援体制のバリエーションを増加させることが効率的・効果的な支援の実行につながると考えております。広域指導体制の環境が整備されることで、経営指導員の平準化に寄与する新たな解決策になると考えておりますので、国においては広域指導員の設置費について御検討をいただきたいと思います。

３つ目として、小規模事業者支援を効率よく、そして支援の質の向上が求められている中、デジタル化社会に対応していくためには、DXの推進や業務効率化などのデジタルツールを活用した支援が求められております。そこで、AIツールを活用した支援を新たに実施していくことで過去の支援データを参照でき、若手でもベテラン経営指導員と同程度の支援方法の提案が可能になると考えます。経営指導員のサービスと支援の質の向上にも貢献できると考えておりますので、提案をさせていただきます。

４つ目として、商工会館は小規模事業者の経営のよりどころであり、地域の重要拠点でもあります。その商工会館は老朽化が全国的な課題となっており、損傷も激しくなっております。小規模事業者の経営支援、復旧・復興拠点としての機能を支障なく発揮するためには、国や都道府県などによる支援が必要でありますので、御検討をお願いいたします。

次に、このページでは４つの例を記載しておりますが、小規模事業者の重要性を示させていただきたいと思います。小規模事業者は、大企業ではできない地域に密着した経営により、小規模事業者同士の横のつながりで利益重視ではない地域の問題や課題に真剣に取り組むことができる存在であります。また、伝統技術や文化、雇用、特に女性や高齢者などが長く安定して働ける場所として提供されており、小規模事業者ならではの柔軟な対応で可能になっていると感じております。さらに、小規模事業者は地域の準公共インフラ、生活基盤を支える存在でもあります。技術や効率化ができない部分、商品で中堅企業などを支え、また、その一般消費者にもなる小規模事業者の存在は、事業の面だけでは捉えてはならない必要不可欠な存在ではないかと考えております。

以上、商工会の紹介をさせていただきました。

○植田委員長　ありがとうございました。

続きまして、資料５「地域経済の好循環を支える小規模事業者の支援について」、日本商工会議所より御説明をいただきたいと思います。澤井委員、よろしくお願いいたします。

○澤井委員　ありがとうございます。

私は町田商工会議所会頭の澤井と申します。日本商工会議所では中小企業経営専門委員を務めております。本日は小規模事業者支援の現状について説明するという貴重な機会をいただきましたこと、感謝を申し上げたいと思います。誠にありがとうございます。

早速説明に入りたいと思いますが、資料５の「地域経済の好循環を支える小規模事業者支援に向けて」を御覧ください。右上にページ数が振ってありますので、そのページ数に沿っていきたいと思います。

１ページ目、商工会議所の概要であります。皆さん既に御存じだと思いますが、改めて少しだけ説明させてください。

１つ目の四角、商工会議所は、商工会議所法に基づき地域の小規模事業者から中小・中堅・大企業まで様々な業種・業態の商工業者や金融・教育機関なども会員とする地域総合経済団体であります。

２つ目、新１万円札の顔となりました渋沢栄一が明治11年に設立いたしました経済団体であり、全国に515商工会議所、会員数は126万者を有しております。

３つ目の四角でありますが、活動の柱は政策提言、中小企業・小規模事業者の活力強化、地域活性化でありまして、地域で稼いだ分を分配し、消費をする地域経済の好循環を後押ししている団体であります。

続きまして、２ページ目を御覧ください。１つ目の四角です。我が国は停滞から成長への局面を迎えておりますが、物価高、人手不足などの課題に直面しているのは今さら言うまでもありません。これらから克服し、事業を継続するには、生産性向上により付加価値拡大が必要であります。中小企業・小規模事業者は雇用の約７割、３大都市圏を除く地域においては約９割を占めるというまさしく地域経済循環の原動力だと考えております。特に小規模事業者は全ての企業数の約９割を占め、生産、雇用、消費、投資、税収などの地

域経済の担い手であり、事業活動を立地している地域に依存し、経営者や従業員の多くがその地域の居住者であると考えます。

ここでポイントなのは、多くの方がその地域に住んでいるというところだと私は思っておりまして、ワークライフバランス、少し前に言われた言葉だと職住近接がこれからの様々な社会課題、例えば介護なども切実に重くのしかかってくるものだと思うのですが、地域のことを知っている経営者がそこにいて、社員もそこのそばに住んでいる。お父さん、お母さんが少し介護が必要になったときに、支援の手を差し伸べてちょっと家に帰ってくる、こんなことができるのが職住近接の大きなポイントなのかなと思っていますので、地域経済の活性化とともに職住近接というのを推し進めたらいかがかなと思っております。

また、商業インフラ、コミュニティ、地域の多様性の源泉であり、高齢者や女性の活躍の場にもなっております。この活力なしに豊かな地域の創造はないと思っておりますが、昔の小説に『大切なものは目に見えない』という小説がございましたけれども、まさしく定量的には測れない定性的な価値が小規模事業者にはあるのだろうと思っております。

３ページ目です。小規模事業者の経営課題について説明させてもらいたいと思います。青色の帯部分を説明いたします。小規模事業者の労働分配率は約85％に及び、売上不振の企業の割合は高くなっております。販路拡大や人手不足、資金繰りの課題などを一者で自分だけで克服するということは大変難しく、多様な主体と連携をし、支援が必要なのだろうと思っております。冒頭、山下長官の御挨拶のDX・GXによって社会が大きく変わる、売るのはうまいけれども経営がちょっと苦手、人のために一生懸命尽くすけれどもそろばんはできないという経営者はいっぱいいるのですね。物を作り、人が喜ぶ顔は見たい。しかしながら、経営としてはまだアマチュアと言ったら失礼なのですけれども、そういう方々には伴走型の支援が必要なのだろうと思っております。

続きまして、４ページ目です。小規模事業者の支援の視点でありますが、赤い字の部分からいきたいと思います。企業の成長には２つのモデルがあると思っております。規模の拡大を牽引し、成長のはしごを上がっていくことを目指す地域牽引企業、これが全体の範囲を引っ張るようになると思います。

一方で、地域経済社会の安定を支える地域貢献企業です。地域牽引企業を成長させていくことは極めて重要でありますが、大胆な財政支援を政府にぜひお願いしたいと思っています。

一方で、地域を支える多くの小規模事業者は地域貢献企業に該当し、商店街や生活基盤を支える企業、地域の魅力を創造する企業など、商業インフラやコミュニティを担っていると思います。この層が瓦解すると簡単には元に戻れず、人口流出が加速をし、地域経済社会の崩壊を招きかねません。小規模事業者は経営資源が限られ、大企業に比べ生産性が低く、淘汰されるべきという声もございますけれども、小規模事業者の耳にも届いており、自信をなくしてしまっている。国はもう我々を見捨てるのかという声も耳にし、自信をなくしている経営者も少なくありません。小規模事業者はサプライチェーンや地場産業を支

えています。急激な環境の変化や小規模事業者は、強みである敏速で柔軟な経営により得意分野であるニッチ市場で力を発揮し、高付加価値な製品やサービス提供を活発化できれば、自らの所得拡大だけでなく、社会全体に多様性とにぎわいが出て豊かな経済循環につながります。過度な支援が欲しいということを求めているわけでありません。しかしながら、経済合理性や効率性だけでなく、社会価値を踏まえた政策的な支援が不可欠だと思っております。それらを支える経営指導は、経営者が前向きに経営に取り組めるよう意識改革を促進し、経営の自立化を支援していきます。

社会を支えるという部分なのですが、例えば今はもうインターネットが生活に不可欠ですけれども、その配線や工事を担っているのは町場の小さな電気工事の方であります。この暑い中、地域で暮らす方たちのために安全に安心して暮らせるように道路工事をして、汗まみれになってやっているのも中小企業の作業員であります。まさしく商品やサービスの最後のラストワンマイルの担い手として、ここにも書いてありますようにニッチな得意分野で臨機応変に対応できるところが小規模事業者の強みだろうと思います。

一方で、中小企業の現況の中にもありましたが、風土をつくるという意味では本当に不可欠なのだろうと思います。先週末も私の家のそばでお祭りがございました。かなりの人でにぎわいましたけれども、お越しになっている家族連れやお子さんたちが本当に楽しそうな顔をされておりました。思い出されるのは昨年の夏で、久々に各地の地域でお祭りが復活した際に、経済界の小さな子供を連れた仲間が子供をベビーカーに乗せて楽しそうにしているのですね。４歳ぐらいの子なのでしょうか、とてもいい笑顔をしていました。お祭りは初めてと聞いたら、初めてなのですね。コロナでずっと祭りが止まってしまっておりましたので、４歳の子にとってはお祭りが初めてだったのですね。それらを担っているのもやはり町場の小企業です。そういうところに寄ってみんなで刺激し合って、学び合って、また競争し合って、地域経済を支え、自分を成長させ、地域経済を前に進めているのは彼らだと私は思っております。

また、昨日、九州で大きな地震がございましたけれども、災害時でも肩を寄せ合って地域を復旧・復興に向けていくのも小規模事業者の力が大きいのだろうと私は考えております。

続きまして、５ページ目です。小規模事業者の所得拡大には個社の取組に限界があります。処遇や福利厚生は大手にはかなわないので、独自の従業員サービスをどうしていくかということも含めて個社には限界があるので、面的支援なども考えていかなくてはならないのだろうということをここで書かせていただいております。

続きまして、６ページ目です。商工会議所という組織で活用する経営指導員は、営利の支援者とは異なり、その場のビジネスの「点」の支援でなく、創業から事業継承まで、また、ビジネスサイクルに沿った「線」で伴走支援し、また、活動の基盤である地域活性化も「面」で支援しております。先ほど申し上げましたように、地域経済を支えている中小企業の経営者を物心ともに支えているのがここでいう経営指導員だと思います。

７ページ目を御覧ください。商工会議所の経営支援の特長といたしまして、内外のネットワークを活用し、幅を広げているというところであります。海外にも広がる商工会議所ネットワークを活用した支援も可能であり、輸出の促進など外需の取組も力を入れております。

続いて、８ページ目を御覧ください。商工会議所の経営支援の高度化でありますが、DX・GX等、本当にバリエーションが多くなってきてしまって多岐にわたっているところでありますが、青色部分のところを少し紹介させていただきます。商工会議所の経営支援の状況ですが、年間約160万件で、指導員一人当たりにつきまして約460件の指導をしております。従来は金融、税務など定型的な相談が中心でありましたが、課題が複雑化し、高度な経営支援が増えているのは言うまでもありません。円グラフを御覧いただくと分かりますように、2005年度は高度な支援が31％でしたが、22年では全体の約半分に増加をしております。一件当たりの相談も市場調査や分析など、事前準備から事業計画策定、フォローアップまで求められますので、一つ一つにかかる時間が大幅に増加をしております。これらに加えてニーズの掘り起こしや意識改革を促すセミナーや研修会、商談会などの販路拡大、地域活性化、まちづくりなど、地域の稼ぐ力強化への地域からの期待も受け、面的な支援にも対応しているのが現状であります。加えて、能登半島地震などの災害時は行政の要請に応じ、事業再建支援なども行っております。気づいたときには時すでに遅しとならぬように、経営の意識の薄い事業者に対して巡回相談など、つまりプッシュ型の支援を強化していきたいけれどもなかなかそこまで手が回らないといった現状だと思っております。

９ページに参ります。経営指導員は課題対応力を高め、伴走支援が必要だと思っております。経営指導員は物価高、人手不足、価格転嫁、デジタル化、GX、働き方改革など、新たな課題への対応スキルを高めて伴走支援をしていますが、三位一体改革以降、経営指導員数や予算は縮減傾向にあります。災害支援など、行政が担いきれない業務を踏まえ、地域のエッセンシャルワーカーとして、経営指導員への予算は費用ではなくぜひとも地域の稼ぐ力強化に向けた成長への投資と捉えて拡充していただきたいと思っております。また、ここには記載がありませんが、市と連携して小規模事業者のBCP策定の推進をしており、事業者の防災拠点になる会館整備への予算措置もお願いしたいと思っております。繰り返しになりますが、幅は広がって深さも広がっている。しかしながら、それを届ける経営指導員数は縮減傾向ということでありますので、ここはぜひ拡充をお願いしたいと思っております。

10ページ目を御覧ください。1960年に経営改善普及事業がスタートし、小規模事業者数に応じて経営指導員が配置されましたが、高度成長を見据えた基準で事業者数の減少に伴い、指導員数が減少しております。中小企業政策は充実していますが、これらを経営者が腹落ちして経営に活かさなければ、効果は限定的になります。支援する者のマンパワー不足の解消は成長戦略の一つになると考えます。

11ページ目を御覧ください。経営環境が多様化する中で、今、経営指導員が力を入れて

いる３つの課題について取組を紹介いたします。

１つ目は、経営の自立化でございます。記載のとおり、価格転嫁、創業・事業継承、ビジネスの変革、海外展開、中小企業活性化協議会などと連携をし、事業再生への支援などに力を入れています。

２つ目は、深刻化する人手不足への支援でありますが、クラウド会計導入によるバックオフィスの効率化、省力化・自動化、働き方改革や人材定着へのマッチング支援などにも取り組んでおります。

３つ目は、災害対応でございます。BCP策定など、事前の備えの支援とともに、能登半島地震のような災害が発生すると全国から経営指導員が応援出張し、被災者の一日も早い事業再開を支援しております。政府や自治体の支援策は有効であり、経営指導員は最大限活用し、これらの取組を日々実践しております。

続きまして、12ページ以降は参考で、取り組んでいる事業でありますが、小規模企業振興基本計画の４本柱に沿った取組事例です。時間の都合上、トピックのみ御紹介したいと思います。

13ページ目を御覧ください。需要を見据えた経営の促進に向けて、事業計画策定の支援を通じた個社支援の実例であります。

続いて、14ページ目を御覧ください。持続化補助金などの支援策の活用を機に事業計画など経営の意識を高め、収益拡大に支援している事例でございます。

続きまして、15ページ目を御覧ください。販路拡大や輸出拡大は個社の対応が難しく、バーチャルモールのように事業者が集まって課題を解決する取組であります。これも御覧いただいて分かると思うのですが、業界での固まりもあるでしょうし、地域での固まり、地域の小規模が集まって大きくして価値を高めて社会に発信するということもこれに含まれるのではないかと思います。

16ページ目を御覧ください。デジタル活用による生産性向上、省力化等への取組支援であります。小規模事業者は経営資源が限られておりますので、専門家による支援が効果的だと思います。

17ページ目を御覧ください。２つ目の柱、新陳代謝の促進でございます。事業承継・創業などは大変時間のかかる支援ですが、金融機関や支援機関などと連携をし、対応している事例でございます。

18ページ目を御覧ください。３つ目の柱、地域経済の活性化に資する事業活動の推進への取組でございます。ブランディング支援のほか、小規模事業者を集めて共同の受注方式で生産や販売体制をつくり、売上げを拡大した事例などを掲載しております。

続いて、19ページ目を御覧ください。４つ目の柱、地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備への取組でございます。金融機関など多様な主体と連携をした相互支援の事例でございます。課題が複雑化しておりますので、大変効果的な支援手法だと考えております。

続きまして、20ページ目を御覧ください。先日公表した小規模事業者支援の要望でござ

います。三位一体改革で経営改善普及事業の予算が全額都道府県補助に移行しました。インボイスやカーボンニュートラル、働き方改革など、国家的課題の要請も増加しております。５年に１度の小規模事業者政策の見直しのタイミングを契機に、国に対して商工会議所が自治体と計画的に実施している支援への予算措置の拡充を要望しております。具体的には、基礎自治体と共同で実施する経営発達支援計画の対象事業の拡大と柔軟な運用、伴走型補助金の拡充、さらには広域経営指導員などの配置の推進と予算措置を求めております。

22ページ目まで飛んでいきまして、昨年、経済団体と全国知事会で取りまとめた共同宣言でございます。経営指導員の確保など、経営支援体制強化が盛り込まれておりますので、御覧いただければと思います。

以上で説明は終わりますが、全国商工会議所は国・都道府県・基礎自治体と連携をし、地域の多様な主体の連携拠点となり、経営指導員を中心に支援の質を高めてまいります。中小企業や小規模事業者の収益力強化にも努め、その重要性を御理解いただき、予算の拡充を何とぞよろしくお願いいたします。

長い時間ありがとうございました。

○植田委員長　ありがとうございました。

それでは、これまでの説明を踏まえまして自由討議に入りたいと思います。本日は50音順で私よりお一人ずつ指名をさせていただきますので、自己紹介、所感、小規模事業者政策に対する期待や方向性を含めまして、ただいま御発言、御説明いただいた森委員、澤井委員以外の皆様より一人３分程度で御発言いただきたいと思います。

それでは、石川委員からお願いいたします。

○石川委員　私は東京の城北信用金庫から参りました。信用金庫業界の代表として出席させていただいております。私ども城北信用金庫は、北区と荒川区を中心に90の店舗を展開する信用金庫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

御案内のとおり、私ども信用金庫は地域に密着した協同組織の金融機関ということで、資金難に苦しむ中小の商工業者、中小企業者の方々に対して金融を行う金融機関でございます。当然今もそれは変わっておらないのですが、中小企業専門の金融機関として、全国で見ますと254の信用金庫が各都道府県にございます。お取引先の事業者の方々を金融の面で支えるべく活動しております。

全国の信用金庫の取引先を事業規模で見ますと、従業員５人以下の事業者の方が６割を超えておりまして、20人以下の事業者になりますと９割近くを占めております。まさに日々小規模な事業者の方々と接しているのが私たち信用金庫となります。この会ではそういった現場の声を中心に御意見を述べさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

冒頭に今回の課題整理として何点か挙げていらっしゃったのですが、私どもが現場でまず感じるところは、そういった中小企業・小規模事業者の方々の経営者の資質とやる気み

たいなところが非常に重要だと思っておりまして、事業承継、その他の施策も大変重要だと思っておりますが、経営者の方の人材の確保と育成といった面が非常に重要だなと思っております。当然中小企業の方々は毎日忙しく事業に当たられているということで、様々な施策を知らない事業者の方というのもたくさんいらっしゃる。手厚くいろいろな施策を打つということにしても、そういった支援・施策が行き届くように工夫するということも大切だと思っております。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○植田委員長　ありがとうございました。

それでは、次に梅山委員にお願いしたいのですけれども、議場がかなり暑くなっておりますので、上着は適宜取っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○梅山委員　皆様、こんにちは。中小企業診断士の梅山香里と申します。本日は大変貴重な御報告をたくさんいただきまして、誠にありがとうございます。また、この機会を頂戴いたしましたことに関しても心より感謝申し上げます。

私自身は福岡県中小企業診断士協会の会長を６年間やっておりまして、この６月６日に６年間の会長をちょうど退任したところでございます。本部の連合会でも理事をやっておりました。その他もろもろ、今のセンター長という名前もですけれども、いろいろなところに顔を突っ込んでいるような状況でして、この診断士に関しましては、特に今、御報告いただきました商工会の会員様にも大変深く関わっております。診断士として各商工会議所様のほうで共に中小企業・小規模事業者様の支援に携わっております。

今、中小企業の課題多様化に対して商工会連合会、商工会議所の人材・スキルが不足しているというお話を聞きながら、診断士はまだまだほかの士業と比べると数が少ないのですけれども、ぜひ活用していただきたい。例えば職員のスキルアップのためOJTを進めるということ、研修をやるということですね。その他、ぜひ御一緒に進んでまいりたいと思っているところです。

本日はせっかくの席ですので、中小企業庁様にぜひ今後検討いただきたいのが、診断士という資格はほかの税理士等、弁護士等と違って更新が必要でして、この更新によってせっかく合格率４％の難関の資格を取ってもどんどん離脱していく診断士がおります。約半数が企業内診断士と言われておりますけれども、そういった診断士の資格保有者がもっともっと増えるためには、私たち各協会も会員を増やすために尽力しております。そして、直接的な、そして間接的な中小企業の支援を行っているところです。

そして、最近感じることとしましては、活性化協議会、日本政策金融公庫様と福岡においては連携をしているのですけれども、そちらから依頼をいただくいわゆる経営改善計画の内容、つまり個々の案件の経営状況がどんどん厳しくなっておりまして、正直なところ、活性化協議会の再チャレンジ、廃業支援のほうではないかと差し戻すことも増えております。そういった厳しい中で、特に小規模事業者様というのは多重のいろいろな課題を抱えていらっしゃいます。これからこの会議において２回目、３回目以降、深い審議、情報共

有をさせていただけると思っております。

私が個人的に考えていることとしましては、地域を支える、そして特に私も女性として数少ない診断士をやっておりますけれども、ソーシャルビジネスの中でも女性が働きやすくなるためには、家事代行サービスが随分増えております。そういったサービスであるとか、子供の不登校は小中学生で30万人います。そういった子供たちを支えるサポートスクールもどんどん増えています。そういった今、どんどん増えている課題を解決できるように、小規模の事業者様にぜひ活躍していただきたいと思っております。

これから、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○植田委員長　ありがとうございました。

それでは、オンラインで参加しておられる黒岩委員、お願いします。

○黒岩委員　全国中小企業団体中央会の黒岩でございます。よろしくお願いします。

私個人としましては長野県中小企業団体中央会ということで長野県の中央会の会長を務めておりまして、本業は長野県の信用組合、先ほど石川さんのほうで信用金庫というお話もございましたが、信用組合ということで活動をしております。ですけれども、やはり協同組織の組合ということで金融もその中に入るということで代表ということでございまして、これからよろしくお願いしたいのですが、実は私どもは先ほどお話をお聞きしまして、商工会、それから商工会議所のそれぞれの御案内をいただきまして、まさにそのとおりだなというところでございます。

中小企業・小規模事業者の事業の生命線となるのは、個社自身の生き残りということにかかってくるのかなと思います。人口があと20年もすれば１億人を割り、また、2100年を超えれば5000万人ぐらいになるということで、企業も相当減少していく中でどう生き残っていくかというところですけれども、私どもの団体中央会としましては、これまでこの10年間はものづくり補助金、それから再構築補助金のように、補助金の窓口として皆さんにいろいろとサポートさせていただきました。この辺りの認識につきましては大分浸透してきているという思いがあります。

これからにつきましては、私どもの取り組んでいるところは、ここにいわゆる経産局等の御指導もありまして、知的財産ということで個社の強み、個社の製品・事業の見直しを経営者自らやっていただきたいというところの作業を進めております。これにつきましては、やはり中堅・大企業と違いましてそれぞれの開発部署や予算というものはないところで、どのようにその部分に手をつけるかというところなのですけれども、具体的には弁理士会という先生方にいろいろとサポートしていただきまして、そのような部分での開放特許等が相当世の中にありますもので、その部分について事業とつなげるものはないかという活動をしまして、自社の今後の延命、また、相当な高度化というところに事業の構築ということへ新たに経営者自らが踏み込んでいくというところを私たちも一緒に考えるということでこの辺りを考えていきたいと考えております。そのような中で新しい小規模事業者・中小企業の皆さんの伴走的・持続的な経営に直接携わっていく活動をさらに活発化し

ていきたいと考えております。

以上です。

○植田委員長　ありがとうございました。

それでは次に、オンラインで参加しておられる小駒委員、お願いします。

○小駒委員　小駒です。よろしくお願いいたします。

私は日本公認会計士協会の中小企業施策調査会の委員をしております。公認会計士として中小企業を中心に業務をしている会員は多くないのですけれども、その中でも会計士としてできることはないかということで、今、こちらの協会の調査会のほうでいろいろと検討を進めているところです。

これはまだ公式なものではなく、委員会内の検討段階にすぎないのですけれども、幾つか会計士として取り組むことができるのではないかというところでの課題としてお伝えしていきたいところがあるのですけれども、中小企業の経理・会計面なのですけれども、税金計算のための経理処理に偏重しているという実態がございます。税金計算に注力しますので、ここで作成される財務諸表は正しい企業の収益力を示すことができていないという場面も多くございます。なので、そこは正しい収益力を示して様々活用していただきたいなというところから、税金計算の処理を生かしつつ、正しい会計基準に従った表示への活用ができないかどうかということをまず一つ課題として認識しているところでございます。

あともう一つは、中小企業問わずですけれども、事業所の経営者の方々、トップの方の会計リテラシーというものにかなり大きな差がある。詳しい方はとても詳しいですけれども、会計面の知識等を持たないまま経営をしていらっしゃる方も多くいらっしゃいますので、そういった知識があれば、財務諸表を活用してどういう対応ができるかというところも検討していけるかと思うのですけれども、今、そこについては個々人の対応に委ねられているところで、ここを広く底上げしていくことができれば、中小企業としても経営面の改善につながっていくのではないかというところで、そちらも２つ目の課題として認識しております。

最後に３つ目は、これは中小企業に限ったことではないのですけれども、会計士としてプロボノ的な地域支援という取組ができないかということも検討しております。公認会計士は業務として大きな企業を対象とすることが多いものですから、その会員のほとんどが大都市に集中しております。ほとんど東京と大阪といった大都市に集中しておりまして、地方で活動している公認会計士がかなり少ないという状況です。ですので、地域に何か起こった際の支援というのがかなり難しい状況なのですね。

例えば災害が起こった際の二重ローンの債務免除の手続等は私どもでも御支援することが可能なのですけれども、要請があれば４大法人と言われるような大手組織が動いて対応できるというものはあるのですけれども、どうしても組織的な動きが必要になってしまいます。個人として例えばそういう災害支援やボランティアに取り組めないかというところで、ここは業界内の調整も必要にはなるのですけれども、今、申し上げたような形で地方

支援をしていくことができればなというところで検討を進めております。

以上、３点申し上げました。ありがとうございました。

○植田委員長　ありがとうございます。

それでは、続いて後藤委員、お願いいたします。

○後藤委員　ただいま御紹介いただきました、成城大学社会イノベーション学部の後藤康雄と申します。本日はこのような貴重な場にお招きいただきましてありがとうございます。また、森委員、澤井委員におかれましては、大変貴重なお話を伺いましてありがとうございました。

私自身は中小企業部門の経済学的な分析をミクロ・マクロ双方にまたがる視点から行っております。特に近年は政府や民間の大規模なデータを用いたり、あるいは時には自らアンケート調査を行って独自データを集めるなどして我が国の中小企業や小規模事業者を一つの重要な大きなセクターとして捉え、その実態をデータ面から検証することに努めております。

ふだんの仕事柄、分析者としての目線で中小・小規模事業者を見ておりますが、今回、この基本問題小委員会という政策に直結する議論・検討の場に参画させていただくことになり、実態の把握に努めるだけでなく、政策としていかにあるべきかを私なりに考えてまいりたいと思っております。

我が国の中小・小規模事業者は、産業部門に占めるウエートの高さはもちろんのこと、経済や社会において果たす役割の重要性を鑑みますと、先ほど山下長官もおっしゃっておられましたけれども、日本経済や社会の活力そのものを左右する存在と言えます。私としては経済学者の立場から、不公正な部分があればそれを是正するとともに、いかに我が国の中小企業や小規模事業者の潜在的な競争力・成長力を実現し、伸ばしていけるかという観点から考えていきたいと思っております。

さはさりながら、現実を見ると厳しい環境にあることもまた事実です。今週初めに株価が暴落して金融市場に動揺が走っております。また、昨日は宮崎などで大規模な地震がありました。こうした経済、社会、金融などに大きなショックがあると、真っ先にダメージを被るのが中小・小規模事業者であります。私自身の社会人人生とほぼ重なる1990年前後のバブル崩壊以降を振り返っただけでも、90年代後半からの金融システム危機、2008年以降のリーマンショック、2011年の東日本大震災、2020年以降のコロナ禍と歴史的なマクロショックが相次いでおり、そのたびに中小・小規模事業者の部門は危機的な状況を経てまいりました。政策的には恐らく平常時の中長期的な視点での競争力促進策とマクロショックを乗り切る危機対応策のバランスを取りながらの難しい舵取りの連続だったのではないかと想像しております。

金融市場をめぐる不安などは現時点でまだまだ気になるところではありますが、少なくともコロナ禍という未曾有の危機の影響はほぼ払拭され、今はアフターコロナの段階にあろうかと思います。この小委員会の議論が中小・小規模事業者の健全な発展の新たな出発

点となることを期待し、また、微力ながらお役に立てればと思っております。

今後、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○植田委員長　ありがとうございました。

次に、島口委員、お願いします。

○島口委員　御発言の時間をいただきありがとうございます。全国商店街振興組合連合会副理事長の島口でございます。理事長は東京なのですけれども、全国に９人の副理事長がおりまして、私は北海道でございます。今日は少しお話をさせていただきたいと思っております。

まず、会議所さん、それから商工会さんという形での文言がずっと並んでおりますが、実際に本当に小規模事業者の現場というのはほぼ商店街が担っているということは皆さんも御承知だとは思うのですけれども、そんな中でちょっとショックだったのは、ここに商店街という文字が一文字も入っていないというところもありまして、もちろん目的の中にもあるのですけれども、地域の実際の小規模の事業者を考えると、５人以下のものというときに例えば商工会議所さんなり商工会さんがその５人のところを全て網羅できるかというと、それは絶対能力的には難しいわけでして、その中間組織として中央会なり商店街というものがあるわけでございますので、よければこれから論議をするときに、こういう小さなところの規模に向かっていくときには商店街をどう活用するかということを考えていかないと物が進まないと思います。

いろいろな話でもありますけれども、商店街というのは実は日本独特の組織ですので、世界的にもこういう形のものはなかなかないところではありますので、ぜひそういうところでの商店街の位置づけというものをぜひ今回明確にしていただいて、その団体を会議所さんと商工会との連携の下に商店街がどう動いて末端まで届けるのかという構造体を含めてぜひ御論議をいただけたらうれしいなと思います。

と申しますのも、例えば５人以下の小さな小規模のところでは補助金の申請をしようとしても、実務的にそんな書類をそろえることを５人の中で日々商売をやっている中ではできないわけですので、そういうところのサポートを商店街なり商工会さんがやっていらっしゃるというところもありますので、ぜひそういう意味での社会的な中でぜひ商店街というものを一つ考えていただけたらなと思います。

あと、お話の中でも出ておりましたけれども、人手不足の問題なのですが、これは今、すごく苦労しているのが実は年収の壁でして、今、最低賃金が上がるのですが、ここでまた年収の壁になって働けない、これが今、一番頭が痛いところです。昼間の労働人口の中でホテルのベッドメーキング、それからランチの店員や仕込みだとか、いろいろあるのですけれども、こういうものが年収制限で働けないということでどんどん労働時間が減っているのですね。ここをきちんと国策の中で考えていただかないと、難しいということがあります。

それから最後ですが、実は災害時の形ということがあります。ぜひ災害のとき、熊本地

震もそうですし、胆振東部地震もそうですが、我々商店街の商店がきちんとその地域の中のサポートをやっております。ぜひそういう意味で行政がサポートできないものが商店街としてきちんと機能している事例がたくさんありますので、こういう災害時の活用ということで小規模事業者並びに商店街、商工会議所、商工会をきちんと使えるような構造をぜひ提言としていただければ幸いと思います。

以上、発言とさせていただきます。ありがとうございます。

○植田委員長　ありがとうございました。

では、次に諏訪委員、お願いします。

○諏訪委員　ありがとうございます。ものづくりの町大田区で町工場を経営しております、ダイヤ精機株式会社の諏訪と申します。本日は発言の機会をいただいてありがとうございます。

ものづくりの町大田区なのですけれども、バブル時は9,000社とも１万2000社とも言われておりましたが、現状では4,000社を割るという状況に陥っています。その中で10人以下の町工場というのが70％以上を占めます。弊社の協力メーカーのほとんどが小規模企業さんという形になっています。その小規模企業さんなのですけれども、デフレ脱却を目指す政府から高い賃上げを求められており、賃上げ因子の確保に向け、価格転嫁に加え稼ぐ力の強化がさらに必要だと思います。

まず、小規模事業者の特徴・課題ですが、森委員も澤井委員も御発言されておりましたが、小規模事業者は規模が大きい企業では対応し切れない製品・サービスを提供したり、地域コミュニティーを支えたりするなど、国民生活の向上に大きく貢献しております。弊社や協力メーカーは、高精度の製品など大企業でもできないものを提供しております。しかし、経営資源が限られ、取引上力が弱いため、様々な課題に直面しています。今年に入り、２社の弊社の協力メーカーが廃業いたしました。とても厳しい状況です。

次に、小規模事業者の課題解決に必要なことについてです。時間の関係により、私が思う４つの課題とその解決に必要なことを申し上げます。

１点目は賃上げで、賃上げ因子の確保に向け、税財政支援に加え、労務費の転嫁を含む価格転嫁が不可欠です。サプライチェーン全体で付加価値を向上するとともに、中小企業が労務費を含め価格転嫁することが商習慣としてしっかり定着するよう、パートナーシップ構築宣言の宣言数の増加や実効性確保を含め、より踏み込んだ政府の対応が必要です。

２点目は、デジタル化です。デジタル化で過去の対策を検証した上で抜本的な対策が必要だと思います。小規模事業者にはデジタル人材がいないため、外部のデジタル人材による伴走型のデジタル支援が不可欠です。

３点目は、黒岩委員もおっしゃられていましたが、あまり語られていない知的財産の活用方法です。稼ぐ力の強化にはノウハウや営業秘密、商標や特許などの知的財産を活用し、差別化した製品・商品を開発し、販売価格を上げることが極めて重要です。ただ、小規模事業者支援機関において知的財産の活用保護について意識が少ないように感じています。

例えば小規模事業者が初めてネット販売するといった場合に、自社製品が他社の商標権を侵害していないかどうかを特許庁の検索サイトでチェックしたほうがよいのですが、それをせずにネット販売して商標権を保有している企業から商標権侵害の警告文が届くということが起きていると聞いています。今後の小規模事業者政策において知的財産の活用・保護をしっかりと位置づけたほうがいいと思います。

４点目は、小規模企業者は地域の生産や消費など、経済活動の担い手だけではなく、コミュニティーの担い手として生活・インフラを支えていますので、こうした役割にも着目した支援策が必要だと思います。

時間かと思いますので、以上にさせていただきます。ありがとうございます。

○植田委員長　ありがとうございます。

それでは、達増委員の代理で参加されておられる橋場様、お願いします。

○橋場氏　岩手県商工労働観光部副部長の橋場でございます。公務により知事の出席がかないませんので、代理出席でございます。

私からは、中企庁さんが示した論点の４番、商工会・商工会議所の組織体制の維持・サービス向上のために必要な取組について、前の委員と重複はございますけれども、２点、意見を申し上げます。

まず、小規模事業者は地域における経済、雇用、コミュニティーの維持に必要な役割を果たしており、デジタル化の急速な進展、物価高騰や人手不足など、小規模事業者を取り巻く経済環境が激変する中にあって商工指導団体による事業者への伴走支援がさらに重要度を増しておりますことから、都道府県が商工指導団体の支援体制の強化に十分な財政支援を行えますよう、経営指導員等の指導費等に係る財政支援を拡充することが必要だと考えております。

加えまして、地域の中小企業・小規模事業者の支援拠点であります商工指導団体施設の多くが老朽しております。災害時の相談対応や炊き出し、物資提供等の拠点として十分に機能を発揮することが困難になってきておりまして、地域のよりどころである施設を地域における社会資本と位置づけ、災害のほか、まちづくり拠点、インキュベーション施設等の機能の強化が図られますよう、耐震化、浸水防止並びに機能強化を目的とした集約化に伴う移転・解体を含む費用に対しても十分な財政支援を行っていただくことが必要だと考えております。

以上です。

○植田委員長　ありがとうございます。

それでは、会場におられる立石委員、次にお願いいたします。

○立石委員　立石でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

全ての方の話を聞きながら思うことの一つが、第１回目の小規模基本法制定以来、私は関わっておりますので、ここまで変わったのかと思っています。第１回目の十数年前を振り返ったとき、こんな具体的な議論ではなかったと思います。小規模事業者の位置づけも

ちゃんとしていませんでしたし、日本の政策はやはり小規模企業ではなく中小企業に寄っていたと言わざるを得ない状況でした。10年間、私はお世辞ではなく思うのですが、中小企業庁がここまで力を入れてくれたおかげで、現在、日本は世界最大の中小企業・小規模事業者支援国家であるということです。これは他の追随を全く許しません。それはここにおられる中企庁、そして支援機関の皆様方が本当に御尽力されてこういう国をつくり上げたという認識をこの委員会の中でもしっかり持っていただきたいというか、私は持たないともったいないということを痛感しております。

私自身は元淡路島のホテル経営者でございまして、今、森会長もいらっしゃいますけれども、兵庫県の商工会青年部連合会長もさせていただきました。小規模基本法制定委員、あらゆる支援機関に携わっております。また、よろず支援拠点全国本部で全国を統括で見るというお役目もいただいておりまして、そのビッグデータをマクロで見たときに今のような意見が言えるということでございます。

そして、この十数年間の間に千数百回、延べ６万人ぐらいの経営者・支援者とお会いしてきました。この委員会の中においても皆様の御意見をいただきながら、現場の支援者、そして現場の方々、現場の経営者の方々がどういう思いでこのようなことをやっているのかということを一つでも多く伝えられたらいいかなと思っております。

最近感じていることの一つといたしましては、支援者が苦しみ出しているということでしょうか。これは二律背反のことになりますが、非常に多くの支援策が出たことはいいことなのです。しかしながら、それを執行する段階において執行者の数があまりにも少なくて苦しくなってきた。悲しい現実です。なぜこんな状況になったかというと、不正やクレーマーのような人たちがどんどん増えていって、それによって支援者の業務が余計に増えていく。これは行政職員もそうですね。こんな悲しいことが起こっています。

しかし、それを踏まえた上でも、この苦しんでいる支援者に対してももっと光を当てるべきではないか。人件費であったり、職員増であったり、これがいかに難しいことかということも百も承知です。しかし、もう一度これを考えねばいけない10年目が来ているとも感じております。

新陳代謝という言葉がよく使われます。非常に大事な言葉なのですが、個人事業主を含む小規模事業者においては自分の人生もお店も何もかも一緒です。そうすると、どうしても俺の事業は終わるのかとなってしまう。ですから、「事業の新陳代謝」であるという言葉をより強化して伝えていっていただければうれしいなと思っておる次第です。

どうぞよろしくお願いいたします。

〇植田委員長　ありがとうございます。

それでは、次に正木委員、お願いします。

〇正木委員

日本税理士会連合会・中小企業対策部の正木圭子と申します。本日はよろしくお願いいたします。

私ども税理士は、顧問先のほとんどが中小企業・零細企業でございます。そして経営者の約７割が税理士等を相談相手としてくださっておりますので、税理士の役目は非常に大きいものと考えております。

平成24年８月に中小企業経営力強化支援法が施行され、経営革新等支援機関認定制度が創設されました。今では数多くの税理士が認定されており、中小企業の金融と経営支援の担い手としての役割が期待されていると考えております。

日本税理士会連合会は、税理士法に基づき設立された特別民間法人で、原則として各国税局及び沖縄国税事務所の管轄区域ごとに設立されている全国15の税理士会によって組織されております。私は中国税理士会に所属しており、中国税理士会では中小企業対策部長を務めております。本日は山口県山口市から参りました。

なお、日本税理士会連合会の中小企業対策部として、本年度は「創業支援」に力を入れており、金融機関等とタッグを組んで、全国15の税理士会が創業に係るセミナーや無料相談会を開催しております。

政府等から中小企業関係の施策がたくさん出ている中、施策を知っている人と知らない人がおります。施策を知らない人に対してはしっかりと施策内容を伝え、必要に応じてその施策を利用しなければならないのに、利用されていないという事実があります。そのようなことから、経営指導員の方の資質がとても重要になってくると思います。商工会議所、商工会さんなどの支援機関がおりますが、私ども税理士も含め、資質を上げるような施策を実行していかなければ、中小企業・零細企業に対する支援は出来ないと考えています。

そして、他の方たちからもお話が出たところですが、賃金の単価が上昇していることは大変良いことなのですが、先ほども出ていましたように扶養の中で働きたいという人がたくさんおられます。そうすると、どうしても勤務時間が少なくなってしまい人材の確保が大変になります。中には給料として賃金は出せないけれども、経営者がポケットマネーをしてまでも働いてもらわなくてはならないという事実もたくさんありますので、そういったことを是正していくために税制改正等の施策も考えていく必要があると考えております。どうぞよろしくお願いします。

○植田委員長　ありがとうございました。

次に、三神委員、お願いします。

○三神委員　ありがとうございます。

ソリューションの発掘と、構造が変わるときに起きる現象を主に追ってまいりましたジャーナリストです。いろいろな論点がありますので、途中までで終わってしまうかもしれませんが、まずBCP関連について。弱い面としてDXとBCPと事業承継が挙がっていますが、BCPだと大手サプライチェーンの傘下に入っているケースは川上や川下から人を送ってくださるのですが、例えば新型コロナ時、小規模事業者については地域に深く入り込んでいる信金がハブとして機能しました。どこにどんな在庫があるのか情報共有し手配し合いサプライチェーンの断絶を何とかしのぎました。マスク不足も同様に融通しました。こうい

った小規模事業者に分散している情報を地域で緊急時に共有する仕組みが個別事業者単位のBCPと並行して重要になると考えます。が、この事例では、実際には限られた信金が人力で顧客に電話をかけておられました。面的に全国規模でとお考えになりましたが、現実には協力するところと協力しないところで分断したと伺っております。緊急時のハブになりうる主体については、政策的に、システマティックな方向性に持っていく必要があると感じております。

DXについては、時代の趨勢を見ると小規模事業者がそれぞれやっていくというより、地域や産地単位で持ち株会社をつくってバックオフィス業務を統合する流れがあります。受注を共同でやる事例が先ほど出ましたが、調達も共同で、お父さん、お母さんだけでやっている電気店も大分昔から仕組みが一部であり、小さな店でも什器の並べ方による客単価増や、家電の単位販売では終わらず設定まで含んでサービス単価を加え、サービス単価にさらにオール電化の工務店紹介料を取ったりと業態転換と同時に価格を上げております。原価に対し積み上げ型で行う値付けではない。「物価高で大変だからお願いです、値段を上げさせてください」ではなく取引構造から変えて上げる。基本的には商店街の物販は個店単位ではなく街が面でサービス百貨店化する、サービスで役務労働を提供しているところはソリューション提供によって単価を上げていく例がすでに散見されます。限られた人員は戦略的に単価を上げていくところに回し、バックオフィス業務はAIで置き換えブランディングとともに持ち株会社に統合するといった大枠の観点が前提として必要と考えます。事業承継者がいないから個別企業単位でくっつけましょうというM&A支援は現在やっていると思うのですが、地域持ち株会社等も含め、時代の趨勢に合った概念を入れていただけたらと思っております。

最後に、人材について。例えばプロボノ、副業人材・プロ人材のマッチングといったときに、輩出元となる大企業の役職定年になった方々は現状制度上だと勤務時間はフルのままお給料が半分になります。副業オーケーですよと言われても動けないのですね。同一労働同一賃金の原則にも反していないか。という論点も出てきていますので、この辺りのミスマッチを制度的に修正してはと感じております。

以上になります。

○植田委員長　ありがとうございました。

それでは、次に水野委員、お願いします。

○水野委員　立命館大学ビジネススクールの水野由香里と申します。よろしくお願いいたします。

簡単に自己紹介させていただきますと、私はものづくり中小企業のイノベーションの定性的な調査を一貫して続けている研究者でございます。2015年に『小規模組織の特性を活かすイノベーションのマネジメント』、2018年に『戦略は「組織の強さ」に従う』、2019年に『レジリエンスと経営戦略』を上梓いたしまして、今年１月には『組織盛衰の論理』というものを上梓してきております。そういった観点では、中小企業の現場というものを

見てきている研究者でございます。

その一方で、独立行政法人中小企業基盤整備機構の仕事にも関わらせていただいておりまして、以前、安倍政権時代の「未来投資戦略」で中小企業大学校の機能強化というものがございまして、そこで高度実践型経営力強化コースというコースの研修講師もさせていただいておりまして、昨今は中小企業庁さんの中小PMIガイドライン等々の委員にも関わらせていただいております。そういった観点から、今日の配付資料３の今後の課題に向けた論点に関するコメントを論点に沿ってお話しさせていただきたいと思います。

小規模事業者が果たす役割・意義は何かということにつきましては、小回りの利く、大企業では対応できないニーズへの対応というのが肝になってくる。大企業は100億円規模の市場がないと参入しないと言われますけれども、そういったきめ細かいところでどのようにニーズに対応するのかが鍵になる。ただし、地域経済を維持するためには経済効果も重要な観点になると思いますので、そこのところのあんばいをどうしていくのかということを考えるのがポイントになるかと思います。

２つ目に、今回の基本法に基づく基本計画の見直しを検討するに当たって留意点・課題は何かということでございますけれども、成長志向のある小規模企業を応援するという基本的な立場に変わりはないと思われます。特に事業承継や地域経済・地域コミュニティーの活性化については、ますます待ったなしとなっておりますので、一層の検討が必要かと思っております。

３つ目に、商工会・商工会議所による支援法に基づく措置を実行性の高い取組にするためにはどのような見直しが必要なのかという観点に関しましては、商工会の経営指導員の方に話を聞いたり資料を確認したりしておりますと、今までにも言及がありましたけれども、支援の負荷というものが非常に大きくなっております。いわゆる伴走型支援というハンズオンは非常に重要なのですけれども、手間がかかる。そういったところでは、小規模事業者が主体性を持って経営課題に自分たちでどう対応するのかといったところの課題というのをどう解決するのかということを考える必要があるかと思います。

最後の商工会・商工会議所の組織体制に関しましては、現状のままの商工会・商工会議所の体制でいいのかという議論というのは不可欠であるかと思います。今まで１の状態を続けていたのを１と１ということで経済合理性を追求しないままで地域間の連携をするということでいいのかどうかといったことも考えないといけなくて、ある種の規模の経済を検討する余地があるのではないかと思います。

商工会や商工会議所というのは小規模企業のかかりつけ医であるという非常に重要な役割を担っていらっしゃいますので、こういった必要な支援を提供する事業主さんなどにつなぐ役割の強化という点もますます重要になってくるかと思います。

そして最後なのですけれども、皆さんのお話を伺っておりまして、中小企業経営者の経営リテラシーというのをいかに高めていくのかということを考えないといけないという点から、ビジネススクールでの今後の我々アカデミアの教員の役割というのはまだまだある

かなと思いながら、今回のお話を伺わせていただきました。ありがとうございました。
○植田委員長　ありがとうございます。
　それでは、次に米本委員、お願いいたします。
○米本委員　全国町村会で経済農林委員長を務めさせていただいております、米本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
　地域を支えております中小企業・小規模事業者のこういう支援等について議論の場に参加をさせていただきまして、本当にありがとうございます。私が直接中小企業に関わっていない人の代表なのかなと思いますけれども、その意味では自治体として中小企業にどのようなことができるかということを含めてこの議論に参加をさせていただきたいと思います。
　先ほどからの説明をお聞きいたしまして、全国的な中小企業・小規模事業者の現状、定義につきましては、私が思っていたのとほぼ同じような感覚でおりました。私も立石委員と同じように同時期に山口県の商工会青年部連合会の会長を務めておりましたので、その辺は少しは分かるのかもしれませんけれども、一つ感じたことは、当時はまだまだ地方の町村、商工会は元気でした。今では地方に行けば行くほど見る影もなくなってきているかなというところでございます。現に私の町でも小さな頃にはたくさんの小売店、野菜屋さん、お肉屋さんがありましたけれども、大きなショッピングセンターが近隣にできますと、全てなくなってしまいました。先ほど言われたように残っているのは電気屋さん。そこも付加価値をつけながら設定まで全部してくれるから、あそこが便利よという形で残っているような状態でございます。
　全国には926の町村がございまして、平地から中山間地までいろいろなところがありますので、一概に地域商工業の現状というものは同じにはならないと思いますけれども、共通しているのは国内外の経済環境の目まぐるしい変化という問題と、また、円安に伴う物価上昇、個人の消費の低迷、それらが全て都会と同じように波が押し寄せている状態でございます。特に中山間地域では人口減少が加速度的に進んでおりまして、それに伴って市場規模は縮小している。言葉はきれいなのですけれども、要は商売にならないような状況になってきておりまして、個人事業主も直接的な影響を受けていて、どんどんと廃業が進んでいるという厳しい状況であるというところでございます。
　地域商工業が人口減少下においても雇用を守り、事業を継承し、持続的な経営安定と成長していく地域商工業のために、この委員会の活発な議論を自治体としても期待をしたいと思っております。これからこれらの小規模事業を支える支援機関、商工会・商工会議所、金融機関、自治体等が一体となって連携し、協力して様々な支援策を通じて地域を盛り上げていけるように中小企業を守っていくということが大切なのだと思っております。ですから、私は自治体としての立場から何ができるか、皆さんの意見をお聞きしてまた私なりの考えを説明させていただきたいと思います。
　以上でございます。

○植田委員長　ありがとうございました。

各委員の方から御意見をいただいたのですけれども、第１回目ということで、今後、どのような形で議論に参加していくのか、発言していくのかということで、それぞれの立場を説明していただいたということと、それぞれの今やられているお仕事との関係で突っ込んだ議論も紹介していただきまして、第１回目の議論とはとても思えないような討議ができたのではないのかなと思っております。

私からも一言だけ意見を申し上げさせていただきますと、今後の検討に向けた論点ということで最初に事務局が出してくれた論点の１番目で、日本経済・地域経済の現況や地域の実情、小規模事業者の特徴を踏まえ、大企業でなく小規模事業者が果たす役割は何かという問いが立てられていたわけですけれども、これはある意味で常に考えなければいけない問いであると同時に、今日の置かれている状況、例えばコロナ禍が終わった後であるとか、あるいは日本経済の現状であるとか、DXやGXと言われるような環境の変化が見られるといったいろいろな側面から考えて今日的にどうなのかということをかなり突っ込んで考えていかないといけないなと。その点でいくと、これまで言われていたことにプラスアルファというのをどう付け加えていくのかということがすごく大事だなと思っております。

あと、商工会・商工会議所さんの問題は今日かなり突っ込んで報告していただいたと思うのですけれども、これも今までの延長線上の議論ではなくて、今の組織の在り方、抱えている問題、あるいは様々な環境の変化といったものとの関係の中でどういったことが問われていくのか、企業側の現状も踏まえてどう考えていくのかということをいろいろ複合的にいろいろな視点から考えていく必要があるのかなということを改めて感じました。

ということで、今日は第１回目ということでかなり突っ込んだ深い討議ができたと思うのですけれども、時間がなくなってきましたので、もしももうちょっと一言二言付け加えたいという方がございましたら、時間もなくて大変申し訳ないのですけれども、お願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

どうぞお願いします。

○森委員　商工会の森でございます。先ほど説明をさせていただきました。そしてまた、現在、我々中小・小規模事業者は大変厳しい経営環境にあります。

加えて、先ほどからありますように物価の高騰、そして賃上げの環境的なものは、上げざるを得ない、上げていかなくてはいけないということは理解しているのですが、原資がない。非常に厳しい環境であります。

それに加えて、温暖化による天災被害です。昨日も宮崎で地震、その前は能登半島、そして山形、秋田での洪水による自然災害ですね。我々は47都道府県を抱えておりますが、いわゆる農商工連携も図ったりしているのですけれども、要は生産者の方々に大変厳しい環境がこの温暖化による影響で出てきているわけです。そうしますと、それぞれの基幹産業、大体一次産業ですけれども、観光は別にしていろいろな農水産物といった関係を我々商工会としては６次化でまた我々の担う役割があるわけですね。それの生産者が生産でき

ない。そして今度は我々販売する購買者が物を仕入れもできない、売れないという環境的なものが出てくるわけです。ですから、そういった点も含めた中で我々は地域を守らないといけないし、そして会員事業所もしっかり守らないといけないわけであります。ですから、そういった点は官民を挙げて、こういった関係も含めて検討していただいて、何らかの措置をしていただかないと、私は鹿児島ですけれども、このままでいくと水産業もこの温暖化でサメが養殖の網を破って影響が出ているわけですよ。いろいろな赤潮もありますけれども、水産業は非常にそういった影響も出ているわけですね。片や今度は農業の方々に聞くと、収穫する時期に長雨、そしてこの猛暑、作物がどんどん傷んできて商品にならないということも言われるのですね。我々は販売する側ですから大変困るわけなのですね。そういったことも含めて、これからしっかりそういったことや、人口減少というのはもう何十年も前から言われて当たり前のことなのですね。でも、今度は今のこういった環境を含めた中でもしっかり捉まえてやっていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○植田委員長　ありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうか。

では、事務局、お願いします。

○黒田小規模企業振興課長　様々な御意見をいただきましてありがとうございます。

本日はいろいろと御意見をいただいた中で、後ほどスケジュールの共有もさせていただきますが、例えば支援体制の在り方については公的なものだけではなくて民間、あるいは民間の中でも金融機関など、いろいろな事業者でもあると思います。人材の育成・確保、あるいは起業・創業や事業承継などがある。商店街の話もございましたが、地域におけるそういった位置づけというのも、コミュニティー上を含めて議論が必要だと思っています。災害時のリスク等も含めて、次回以降、そういった個別の議題を深掘っていって、しっかりと審議の発展の一助とさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○植田委員長　それでは、たくさんの御意見をありがとうございました。事務局においては本日の御意見も踏まえて、今後の中小企業政策の方向性について検討を深めていただきたいと思います。

それでは、最後に事務局から今後のスケジュール案について説明をお願いします。

○黒田小規模企業振興課長　資料６でございます。先ほどの繰り返しになりますが、次回以降、個別の議題に応じながら議論・審議を深めていただければと思います。

次回の日時につきましては、８月30日の10時からを予定しております。

第３回目以降の日時につきましては、別途事務局より御連絡をさしあげたいと思っております。

スケジュールの案の御説明は以上でございます。

○植田委員長　ありがとうございました。

以上をもちまして、第１回「中小企業・小規模事業者政策基本問題小委員会」を閉会い

たします。

本日は第１回目ということで皆さんから貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。また、本委員会の円滑な運営に御協力いただき、ありがとうございます。次回以降、またよろしくお願いいたします。

これをもって終わりにいたします。ありがとうございました。

午後２時５３分　閉会